

木造住宅耐震改修支援事業のご案内

東北町では、住宅の耐震改修を促進するとともに住宅の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりに資することを目的とし、町内の施行業者を利用し木造住宅の所有者が行う耐震改修工事の経費に対して補助金を交付します。

○補助対象住宅（下記の全ての要件が該当する住宅）

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、かつ、昭和 56 年 6 月以降に増改築していないこと。
- ・一戸建て専用住宅又は併用住宅であること。
（併用住宅→延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅用、かつ、その他の用途部分の床面積が 50 m²以下に限る）。
- ・地上階数が 2 以下であること。
- ・在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- ・現に所有、かつ、居住していること。
- ・耐震診断の結果、上部構造評価が 1.0 未満と診断されたもの。

○補助の対象となる方（下記の全てに該当する方）

- ・東北町の住民基本台帳に記録されている方
- ・東北町内に補助対象住宅を所有し、かつ、現に居住する方
- ・世帯構成員に、町税等の滞納等がないこと

○補助の対象となる工事

- ・耐震技術者が耐震改修計画を作成し、かつ、工事監理を行う耐震改修工事とする。
補助対象外の工事は下記のとおり。

- (1)補助金の交付決定前に着手した工事
- (2)新築工事に併せて行う工事
- (3)町、県及び国の他の制度に基づく補助金等の交付金を受けた（受ける予定の）工事

○補助金対象経費および補助金の額

- ・補助金の交付の対象となる経費は、耐震改修に要する工事費、設計費、工事監理費、耐震改修審査委員会審査手数料、リフォーム瑕疵担保責任保険および現場検査料とする。
- ・補助金の額は、補助対象経費に 100 分の 23 を乗じて得た額、又は 822,000 円のいずれか低い額
（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）

○申込期限

令和元年 11 月 29 日（金）

○その他

- ・補助対象住宅に対する補助は、当該住宅 1 回に限ります。又、予算の範囲内で先着順の決定となります。

●お問合せ先 東北町役場 建設課 0176-56-3111（内線：651）